

入札説明書（A重油）

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 福島県立田島高等学校長 渡邊 武彦
（以下「学校長」という。）

- 2 入札に付する事項
入札公告に示すとおり。

- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札公告に示すとおり。
なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先）となることは認められていないので、応札製品については該当が無いことを確認すること。

- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の「条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）」を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1)提出期限 令和 3 年 1 0 月 2 5 日（月）午後 5 時まで必着
- (2)提出場所 郵便番号 9 6 7－0 0 0 4
福島県南会津郡南会津町田島字田部原 2 6 0 番地
福島県立田島高等学校 事務室
電 話 番 号 0 2 4 1－6 2－0 0 6 6

- 5 入札、開札の日時、場所
- (1)日 時 令和 3 年 1 1 月 4 日（木）午前 1 1 時 0 0 分
- (2)場 所 福島県立田島高等学校 1 階会議室
なお、郵送による入札は不可とする。

- 6 入札書の提出方法
- (1)入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 に定める指定日時及び指定場所へ提出すること。
- (2)入札書には、次の書類を添付しなければならない。
ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し
イ 委任状（第 7 号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3)入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には配達料等諸経費を含めた１リットル当りの単価を記載すること。

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

エ 入札日までに、社名・代表者名等の変更が生じた場合は、入札書にその内容を明らかにできる書類を添付して提出すること。

7 入札保証金

財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金を免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額に予定数量を乗じた額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札

(1)開札は、上記 5 に定める指定日時及び指定場所で行う。

(2)開札に先立ち、入札者は上記 6 の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3)開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4)開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5)再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

9 入札心得

(1)入札者は、入札説明書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、記載内容等に疑義がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」(第 1 号様式)により、学校長に令和 3 年 1 0 月 1 9 日(火)午後 5 時までに説明を求めることができる。

学校長は、福島県立田島高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。なお、入札書の作成に当たっては必ず当該ホームページを閲覧し、「質問・回答」の有無を確認すること。

(2)入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3)入札者又はその代理人は、当該入札に対するほかの入札者の代理をすることがで

きない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札者の代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札

(5) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む。）

(6) 鉛筆書きによる入札書

(7) 金額の記載がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(8) 案件名が記載されていない又は入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確なものを除く）

(9) 郵送による入札書

(10) 日付がない入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書

(12) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(13) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

11 落札者の決定方法

(1) **予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。**

ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代

えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約に移行することがある。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

13 契約書等の作成

- (1) 暖房用燃料（A 重油）単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

14 契約条項は、契約書（案）及び財務規則による。

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

第七号から第十八号まで（略）

第 2 項（略）